（調査の実施）

第十条　厚生労働大臣は、調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者に対する必要な指導、調査票の配布その他の調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせることができる。

２　厚生労働大臣は、調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者に対する必要な指導、調査票の配布その他の調査の実施に伴う事務の一部を民間事業者に委託する旨の契約を当該民間事業者と締結することができる。

３　都道府県労働局長は、労働基準監督署長に第一項の事務の一部を行わせることができる。

（国の行う事業の調査）

第十四条　厚生労働大臣は、国の行う事業に係る調査の実施については、当該主務大臣に対して、その協力を求めるものとする。

（関係書類の保存）

第十七条　厚生労働大臣は、第八条第四項又は第五項の規定により提出され第九条第二項の規定により厚生労働大臣が審査した調査票等、第八条の二の規定により提出された光ディスク、第八条の四第一項の規定により報告され第九条第二項の規定により厚生労働大臣が審査した電子調査票並びに同条第一項又は第三項の規定により提出された調査票等、光ディスク又は電子調査票にあつては調査を実施した年の六月三十日から二年間、当該調査票等、光ディスク又は電子調査票の内容が記録されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録にあつては永年保存しなければならない。

（削る）

別表第二　職種（第五条関係）

管理的職業従事者
研究者
電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く。）
機械技術者
輸送用機器技術者
金属技術者
化学技術者
建築技術者
土木技術者
測量技術者
システムコンサルタント・設計者
ソフトウェア作成者
その他の情報処理・通信技術者
他に分類されない技術者
医師
歯科医師
獣医師

（調査の実施）

第十条　厚生労働大臣は、調査事業所の事業主又は一括調査企業の報告義務者に対する必要な指導、調査票の配布その他調査の実施に伴う事務の一部を都道府県労働局長に行わせることができる。

（新設）

２　都道府県労働局長は、労働基準監督署長に前項の事務の一部を行わせることができる。

（国の行なう事業の調査）

第十四条　厚生労働大臣は、国の行なう事業に係る調査の実施については、当該主務大臣に対して、その協力を求めるものとする。

（関係書類の保存）

第十七条　厚生労働大臣は、第八条第四項、第八条の二又は第九条第一項の規定により提出された調査票等又は光ディスクの内容を調査を実施した年の六月三十日から二年間、調査票等又は光ディスクの内容が記録されている電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存しなければならない。

２　都道府県労働局長は、第九条第一項の規定により保管する調査票等を調査を実施した年の六月三十日から一年間保存しなければならない。

別表第二　職種（第五条関係）

自然科学系研究者
化学分析員
技術士
一級建築士
測量技術者
システム・エンジニア
プログラマー
医師
歯科医師
獣医師
薬剤師
看護師
准看護師
看護補助者
診療放射線・診療エックス線技師
臨床検査技師
理学療法士、作業療法士